

記入例

お申込日 西暦 2018年 4月 1日

【新規】定期発行用

※ご記入後、必ずコピーしていただき、
お手元控えとして保管ください。

電手決済サービス 残高証明依頼書

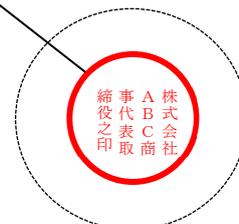
ご記入ください。

日本電子債権機構株式会社 御中
(送付先:事務代行会社 三菱UFJファクター株式会社)

ご捺印願います。

ご記入ください。

ご住所 (〒100-XXXX)
東京都千代田区丸の内●丁目●番●号
会社名 株式会社ABC商事
役職名 代表取締役 ○○ ○○
代表者名



印鑑証明印または取引使用印

当社は、当書面記載の規定を承諾の上、下記の内容にて残高証明書の

ご記入ください。

①証明サイクル、②証明基準日、
③作成開始年月をご記入ください。

1. お客さま番号 (4桁または7桁)		1	2	3	4	5	6	7			
2. 発行基準日	①証明サイクル	<input type="checkbox"/> 毎月		<input checked="" type="checkbox"/> 年1回		<input type="checkbox"/> 年2回		<input type="checkbox"/> 年3回		<input type="checkbox"/> 年4回	
	②証明基準日	月 (年1回~年4回)		3月		月		月		月	
	日	未		日		[月末は「末日」とご指定ください]					
③作成開始年月		西暦		2018年		3月					

3. 残高証明書の送付先、発行通数

※残高証明書は専用封筒で郵送いたしますので、返信用封筒の添付は不要です。

※送付先は「自社・自社以外」両方記入いただくことも可能です。

「自社」への送付を依頼する場合、
こちらに発行通数をご記入ください。

自社

発行通数: 1
送付先: (〒 -)
何れかに☑をつけてください。
 届出の連絡先住所に郵送
 右の住所に郵送

(〒 -)

宛名 (部署名必須):

「自社」で「右の住所に郵送」
を選択した場合、自社の送
付先をご記入ください。

「自社以外」への送付を依頼する場合、
こちらに発行通数をご記入ください。

自社以外
監査法人等

発行通数: 1
送付先: (〒160-XXXX)
東京都新宿区○○●丁目●番●号
宛名: ○○監査法人 株式会社ABC商事ご担当

「自社以外」への送付を依
頼する場合、自社以外の送
付先をご記入ください。

4. 手数料請求書の送付先 (何れかに☑をつけてください。)

届出の連絡先住所に郵送 (〒 -)
 右の住所に郵送

「右の住所に郵送」を選
択した場合、送付先をご記
入ください。

宛名 (部署名必須):

5. 手数料支払方法 (何れかに☑をつけてください。)

口座振替 ※本書類と一緒に「預金口座振替依頼書」をご提出ください。残高証明書を発行後、請求書を送付のうえ、引落しいたします。

何れかに☑をつけてください(届出の決済口座を選択された場合、口座情報の記入は不要です。)

届出の決済口座から引落

金融機関名: _____ 支店名: _____
金融機関コード(銀行番号): _____ 支店コード(店番号): _____
預金種目: 普通 当座 口座番号: _____
口座名義カナ: _____

右の口座から引落

振込 ※請求書を送付させていただき、入金確認後、残高証明書を発行いたします。

「口座振替」で「右の
口座から引落」を選
択した場合、引落口
座をご記入ください。

◆規定

- 証明期間は当初の証明日から1年間とし、当社から特に申出をしない限り、1年ごとに自動的に延長してください。
- 残高証明書の発行にあたっては貴機構所定の発行手数料を貴機構から届出住所に送付される請求書に従いお支払いします。
残高証明書1通あたり 700円(税抜)
- 手数料支払方法で「振込」を選択した場合、残高証明書の発行は貴機構が当社からの発行手数料の入金を確認した後となることで差し支えありません。当社からの発行手数料支払金額が請求金額を超過している場合は、超過金額(発行手数料支払金額-請求金額)より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金されることで差し支えありません。
また、超過金額(発行手数料支払金額-請求金額)が振込にかかる手数料より少額の場合は、当社からの発行手数料支払金額より振込にかかる手数料を差し引いた残額が返金され、残高証明書の発行は請求書に従った支払い(貴社による発行手数料の入金確認後)となることで差し支えありません。
- 手数料支払方法で「口座振替」を選択した場合、預金口座振替依頼書を提出いたします。また、手数料は残高証明書発行の翌月の貴機構所定の日に届出の口座から引き落とされることで差し支えありません。
- 電手決済サービスが解約となった場合、本契約も解約とすることで差し支えありません。
- 手数料の支払いが遅延した場合、第1条の定めにもかかわらず、貴機構は当社に通知することなく本契約を解約することができるものとし、万一本条により解約されましたも異議を申し述べません。

「口座振替」を選択した場合、本依頼書の他に、**預金口座振替依頼書**の提出が必要です。本依頼書と併せてご郵送ください。
※預金口座振替依頼書をご提出いただかないと残高証明書が発行できませんのでご注意ください。